

令和4年度岡山市ひとり親家庭就労支援講習会業務委託仕様書

- 1 件名 令和4年度岡山市ひとり親家庭就労支援講習会業務委託
- 2 委託期間 契約締結の日から令和5年2月28日（火）
- 3 実施目的 20歳未満の子を養育する、岡山市内の母子家庭の母及び父子家庭の父を対象に、収入の増加、雇用の安定等生活改善につながる、就職・転職に有利な知識や技術、資格取得のための就労支援講習会を実施し、ひとり親家庭の自立を促進する。
- 4 基本方針
 - (1) 就労・転職を希望する母子家庭の母、父子家庭の父を対象とした講習会を開催する。
 - (2) 講習会は、就労・転職に有利となる知識や技術、資格取得（以下「資格等」という。）につながる内容にすると共に、就労に対する意欲を向上させるための内容とすること
 - (3) 講習会は、ひとり親家庭の親が参加しやすい時間、曜日、回数とし、受講生が修了まで、継続できるよう配慮すること。
 - (4) 受講生の不安や悩みを解消し、希望する働き方、希望する仕事内容に沿った就職・定着につながるよう支援すること。
- 5 委託内容
 - (1) ひとり親家庭就労支援講習会の開催
 - ① 講習会の企画・立案
就労・転職に有利となる資格等が取得できる講習会を企画・立案すること。
当該講習会で習得できる資格等を明確にし、資格等の習得でどのような就労の可能性があるかを示すこと。
 - ② 講習会参加者の募集・受付
 - ア 募集チラシを作成し、ホームページやSNSなどを活用し周知・広報を行うこと。
チラシの作成にあたっては事前に委託者と協議し決定すること。
 - イ 岡山市の相談窓口へのチラシの設置、母子・父子自立支援員からの呼びかけ、岡山市公式ホームページ、「おかやま親子応援メール」等での広報は委託者が行うが、広報期間を十分にとれるようチラシを作成・配布すること。
 - ウ 受講希望者の受付方法を明示し受付を行うこと
 - エ 希望者多数の時の選考方法を事前に委託者と協議し設定すること。
受講者の選考結果について委託者に報告し協議の上決定すること。
 - ③ 講座の実施
 - ア 日時 ひとり親家庭の母または父が参加しやすい日時を設定し、資格取得等に必要
な回数・時間数を設定すること。
 - イ 場所 市内にあり、交通のアクセスが良い会場を基本とする。会場の使用料は受託
者の負担とする。
 - ウ 受講料 無料または受講生が講座で使用するテキスト、材料等の実費のみとする。
 - エ 募集人数 10名程度（最大20名程度）
 - オ 支援制度 受講生の子どもの託児や子どもの急な病気などで欠席した時に補講など、
受講を継続できる支援制度を設けること。託児を行う場合は、託児中の事故に備え、

受託者で傷害保険、賠償責任保険等に参加すること（保育を受ける児童及び保育者の双方を対象としたもの）。

カ 新型コロナウイルス感染拡大予防の対策を十分にとること。また感染状況を踏まえ、Webでの講習会開催など適宜工夫すること。

④ 受講生面接の実施

受講生の生活状況や就職先や仕事内容の希望、得手不得手などを十分に聞き取り、受講生のニーズと講習会の内容が合致しているものであるかどうかを受講生に十分説明すること。

⑤ 就労支援

ア 受講生の不安や悩みを解消し、希望する働き方につながるよう支援すること。

イ 講習会で習得する資格等が活かされる就労先の把握につとめ、受講生への情報提供を行うこと。

⑥ 効果検証

ア 講習会の内容・運営等の満足度を把握するためアンケート等を実施すること。

また、各回の内容の検証のために必要に応じてアンケートを実施すること。

イ 講習会終了後の就労状況などを把握するため、アンケート等を実施すること。

ウ アンケートの内容については事前に委託者と協議し決定すること。

エ アンケート結果を集計・分析し報告すること。

6 業務の運営のための会議の開催について

講習会の企画・立案について、参加者の募集について等、業務運営に関する会議を開催する。会議開催に要する経費は受託者の負担とする。会議のための会場は市役所会議室を委託者が提供する。

7 当該業務実施中の事故・損害

当該業務実施中に、受講生が自己の過失により損害を被った場合、また、故意または自己の過失により他人や他人の財物を損壊した場合の法律上の損害は、受講生の責任において処理することとし、その旨についての同意を得ること。

受託者は、本業務の実施にあたり、従業員の故意又は過失により委託者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負わなければならない。

8 契約の解除

委託者は、受託者が以下の各項目のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合、受託者に損害が生じても委託者はその賠償の責めを負わないものとする。

(1) 契約条項に違反したとき。

(2) 受託者の責めに帰すべき理由により委託業務を継続できる見込みがないと委託者が認めるとき。

受託者は、上記の理由による契約解除により委託者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負わなければならない。

9 個人情報の保護等

個人情報の保護等の取り扱いについては以下の項目を遵守すること。

(1) 受託者及び講習会の指導員等は、「岡山市個人情報保護条例」を遵守すること。

(2) 受託者及び講習会の指導員等は業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

また、業務終了後も同様の義務を負うものとする。また、受託者は、個人情報の漏洩の防止と保護に関して、指導員等に対して特に次の点に留意し研修・教育を行うなどその周知徹底を図る

こと。

①個人情報の重要性の認識を深め、その適正な取り扱いを行うこと。

②業務従事者は、個人情報が適正な取り扱いがなされなかった場合、それが故意か過失かを問わず、岡山市並びに受託者に対して損害賠償責任を負うのみならず「岡山市個人情報保護条例」等により、罰則の適用もありうること。

(3) 受託者及び指導員等は本業務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(4) 市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書を締結すること。

10 危険負担

委託業務実施中において、受託者の受けた損害については、委託者はいかなる責めも負わない。ただし、委託者の責めに帰する理由によるときはこの限りでない。

11 疑義の取扱い

契約に定めのない事項については、必要に応じて委託者、受託者が協議して定める。契約条項について、疑義が生じた場合もこれと同じ扱いとする。

12 連絡先

岡山市北区大供一丁目1番1号（岡山市役所本庁舎9階）

岡山市岡山っ子育成局こども福祉課子ども家庭福祉係 担当 武、西田

(TEL 803-1221 FAX 803-1719)